

## 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱

制 定 平成20年4月10日 磯福第87号（区長決裁）

最近改正 令和4年9月1日 磯福第434号（区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」（以下「スイッチON磯子」という。）に基づき、誰もが幸せに暮らせるまちを目指した福祉保健活動を支援するため、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に定める補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において「地区推進組織」とは、スイッチON磯子に定められた各地区の地区別計画推進組織をいう。

### （補助の対象）

第3条 補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。なお、実施にあたっては受益者負担を考慮するなど、効率的な補助金の執行に努めなければならない。

- (1) 磯子区地域支えあい事業実施要綱（平成8年9月1日制定）に規定する活動
- (2) 地区推進組織又は各自治会町内会が実施する、スイッチON磯子の地区別計画に基づく福祉保健活動
- (3) スイッチON磯子の地区別計画推進のために行う、地区推進組織の運営

### （対象団体）

第4条 補助金の交付対象団体は、地区推進組織とする。

### （対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、第3条に定める活動に直接要する経費のうち、別表1に該当するものとする。

### （補助金額）

第6条 第3条第1号の活動に対する補助金（以下「補助金（地域支えあい事業分）」という。）及び同条第2号の活動に対する補助金（以下「補助金（地区別取組分）」という。）の交付金額は、第7条に定めるそれぞれの交付基準額の合計を交付上限額とし、申請に基づきスイッチON磯子の地区ごとに磯子区長が定める金額とする。

2 第3条第3号の活動に対する補助金（以下、「補助金（地区推進組織運営費分）」という。）

の交付金額は、スイッチON磯子の地区ごとに30,000円を交付上限額とし、申請に基づきスイッチON磯子の地区ごとに磯子区長が定める金額とする。

(交付基準額)

第7条 補助金（地域支えあい事業分）の交付基準額は、別表2に定める金額とする。

2 補助金（地区別取組分）の交付基準額は、次条に規定する希望調査に基づき、予算の範囲内で事業ごとにおおむね50,000円を目安に、事業数や予算額を考慮し、スイッチON磯子の地区ごとに磯子区長が定める金額とする。

(希望調査)

第8条 前条第2項の規定に基づき、補助金（地区別取組分）の交付基準額を決定するため、希望調査を行うものとする。

2 希望調査の対象団体は、地区推進組織及び自治会町内会とする。

3 前項の団体で補助金の交付を希望するものは、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金希望調査書（個別事業用）（第1号様式の1。以下「希望調査書」という。）を作成し、地区推進組織に提出しなければならない。

4 地区推進組織は、希望調査書を取りまとめ、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金希望調査書（集計用）（第1号様式の2）を添えて提出しなければならない。

(上限額決定通知)

第9条 第6条に規定する交付上限額は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金上限額決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年5月の末日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付申請書（第3号様式）を用いなければならない。なお、補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する事項については、次項に定める様式に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項の規定により申請書に添付する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金実施計画書（第4号様式）

(2) 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金収支予算書（第5号様式）

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と定める補助金交付申請書への添付書類は、磯子区地域福祉保健計画の地区推進組織名簿（第6号様式）とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類

- (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付決定通知)

第11条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金不交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第12条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助団体が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 第14条第1項第1号に基づく書類

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金実績報告書（第9号様式）

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金実施報告書（第10号様式）

- (2) 第14条第1項第2号に基づく書類

ア 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金収支決算書（第11号様式）

イ 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金領収書等提出用紙（第12号様式）

- 2 補助金規則第14条第1項第2号に基づき提出する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下「領収書等」という。）は、前項第2号に定める磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金領収書等提出用紙（第12号様式）に貼付して提出するものとする。

- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(補助金額の確定通知)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

(交付の時期の例外)

第15条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助団体の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金等を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

(交付の請求)

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付請求書(第14号様式)により行わなければならない。

(決定の取消し)

第17条 補助金規則第19条第3項の規定による補助金交付決定の取消通知は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付決定取消通知書(第15号様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第18条 補助金規則第20条の規定により、補助金の返還を命ずる場合は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金返還命令書(第16号様式)により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第19条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、磯子区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 磯子区地域福祉保健計画地区別重点的取り組み事業助成金交付要綱(平成19年5月18日磯福第629号)
  - (2) 磯子区地域支えあい事業助成金交付要綱(平成19年5月18日磯福第625号)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 磯子区地域福祉保健計画策定会議補助金交付要綱(平成21年7月31日磯福第664号)は廃止する。ただし、同要綱は平成21年度予算に係る補助金について、廃止後もなお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の予算に係る補助金の交付の申請等の手続その他のこの要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度の予算に係る補助金の交付の申請等の手続その他のこの要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 令和3年4月1日に「スイッチON磯子」が策定されていなかった場合、策定までの間、第2条第2項の「各地区の地区別計画」及び第3条第1項第2号並びに第3号の「地区別計画」は「スイッチON磯子骨子の基本目標」に読み替えることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 令和4年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付事務取扱要領（令和2年9月30日磯福第856号）は、廃止する。ただし、同要領は令和4年度予算に係る補助金について、廃止後もなお、その効力を有する。

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」  
事業補助金 補助対象経費一覧

費 目		内 容
活 動 費	使用料及び貸借料	・会場及び車両、機材等の使用料・貸借料（自治会町内会会館使用料は除く。）
	燃料費	・資材などの運搬等に伴う車両の燃料費
	交通費	・事業の実施や会議参加のために利用する公共交通機関等の交通費
消 耗 品 費	物品購入費	・活動に伴う事務用品、材料等の購入
	食材費、食糧費	・昼食会やサロン等の事業開催に伴う食材費、食糧費（参加者から参加費を徴収し、不足分のみを補助の対象とする。） ・会議開催に伴う茶菓代（上限：300円／人・回）
謝 金	謝金・謝礼・ 費用弁償	・講師・出演者・協力者等への謝金・謝礼 ・ボランティア等に対する費用弁償
通信運搬費		・活動に伴うハガキ、切手代、郵送料
保険料		・事業の実施に伴う行事保険、ボランティア活動保険などの保険料
印刷製本費		・資料やチラシ、ポスター等の印刷経費
その他		・その他、区長が必要と認めた経費

備考 次の経費は、補助の対象外とする。

- (1) 事務所等の維持管理費（家賃、光熱水費等）
- (2) 一般的に見て華美な物品、食材、食糧等の購入
- (3) 酒・アルコール類
- (4) 会議における弁当代
- (5) スタッフによる懇親会
- (6) 備品の購入（机・椅子などの什器、パソコンなど）
- (7) 金券類
- (8) 賃金・手当などスタッフの労務対価として支払われる人件費
- (9) 電話、インターネット通信費などの経費
- (10) その他、区長が不適當又は不必要と認める経費

別表2（第7条第1項）

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金  
（地域支えあい事業分）交付基準額

（単位：円）

地区名	交付基準額
根 岸	77,000
滝 頭	100,000
岡 村	73,000
磯 子	108,000
汐見台	57,000
屏風ヶ浦	175,000
杉 田	155,000
上笹下	108,000
洋光台	142,000
合 計	995,000

※地区ごとに世帯数（令和2年4月1日現在の自治会町内会加入世帯数）で按分

※1,000円未満切捨て

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 希望調査書（個別事業用）

（提出先）

団 体 名

代表者氏名

（申込者）

団 体 名

代表者氏名

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金について、実施を検討している事業の希望調査書を提出します。

■次の項目に記入又は該当する番号に丸をつけてください。

1	事業名	
2	主な対象者	①高齢者 ②障害児・者 ③子ども・青少年 ④住民全般 ⑤その他 [ ]
3	活動の範囲	①ひとつの自治会町内会の範囲 ②いくつかの自治会町内会の範囲 ③地区連合の範囲
4	スイッチON磯子の位置付け	①共に支えあうお互いさまのまち ②自分らしく健やかに暮らせるまち ③多様性を認めあい 活動が広がり つながりのあるまち
5	具体的な取組内容	

**【注意】**

この書類は、各地区への“補助金（地区別取組分）の交付基準額”を定めるために、事前に調査することを目的としています。よって、この書類で提出された個別事業に対して補助決定を行うものではありません。補助金の交付決定は、今後の交付申請書の提出に基づき行います。

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 希望調査書（集計用）

年 月 日

磯子区福祉保健課長

団 体 名

代表者氏名

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金について、実施を検討している事業の希望調査書を提出します。

1 応募事業数

合計 \_\_\_\_\_ 事業

2 実施検討事業

添付書類のとおり

<添付書類>

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 希望調査書（個別事業用）

磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名

磯子区長

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 上限額決定通知書

年度 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金について、交付上限額を次のとおりとすることを決定しましたので、通知します。

<補助金上限額>

1 地域支えあい事業分及び地区別取組分

\_\_\_\_\_ 円

(内訳)

(1) 地域支えあい事業分 交付基準額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 地区別取組分 交付基準額 \_\_\_\_\_ 円

2 地区推進組織運営費分

\_\_\_\_\_ 円

担当 磯子区福祉保健課事業企画担当  
電話 750-2442

## 年度磯子区地域福祉保健計画 「スイッチON磯子」事業補助金 交付申請書

年 月 日

磯子区長

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱を遵守します。

団体名		ふりがな	
		代表者氏名	
代表者住所			
補助金交付申請額	円		

■ 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 内訳表（単位：円）

(1) 地域支えあい事業分（要綱第3条第1号）及び地区別取組分（要綱第3条第2号）

No.	事業名	事業支出合計額		備考
			うち補助金申請額	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
	小 計			

(2) 地区推進組織運営費分（要綱第3条第3号）

※			
---	--	--	--

[添付書類]

- ・ 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 実施計画書（第4号様式）
- ・ 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 収支予算書（第5号様式）







磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金については、交付しないことと決定しましたので  
通知します。

<不交付決定理由>

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度 磯子区地域福祉保健計画 「スイッチON磯子」事業補助金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

### 1 交付金額

合 計： \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

- ・地域支えあい事業分及び地区別取組分： \_\_\_\_\_ 円
- ・地区推進組織運営費分： \_\_\_\_\_ 円

### 2 交付条件

- (1) 活動の終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定するものとします。（補助金規則第14条）
- (2) 補助金は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱に基づく活動の経費に充て、他の経費に流用しないでください。（補助金規則第19条）
- (3) 虚偽その他の不正な手続で補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。（補助金規則第19条）
- (4) 剰余金が生じたときは、返還していただきます。（補助金規則第20条）
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。（補助金規則第27条）

## 年度 磯子区地域福祉保健計画 「スイッチON磯子」事業補助金 実績報告書

年 月 日

磯子区長

年 月 日磯福第 号で補助金の交付を受けました磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業について、年度の活動を終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

団体名		ふりがな	
		代表者氏名	
代表者住所			
補助金執行額	円		

■磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 内訳表（単位：円）

(1) 地域支えあい事業分（要綱第3条第1号）及び地区別取組分（要綱第3条第2号）

No.	事業名	事業支出予算額		事業支出決算額		備考
			うち補助金 申請額		うち補助金 執行額	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
	小 計					

(2) 地区推進組織運営費分（要綱第3条第3号）

※					
---	--	--	--	--	--

[添付書類]

- ・磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 実施報告書（第10号様式）
- ・磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 収支決算書（第11号様式）
- ・磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金 領収書等提出用紙（第12号様式）

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 実施報告書

事業名		内訳表No.	
実施団体			
事業の効果			
今後の課題			

■年間事業報告（            年 4 月～            年 3 月）

月	日程（回数）	内容	会場	参加者数（人）
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				



年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 領収書等提出用紙

領収書等貼付欄

（本用紙に貼付しきれない場合は、任意の様式に貼付してもかまいません。）

磯福第 号

年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 交付確定通知書

年 月 日に実施報告書の提出がありました 年度磯子区地域福祉保健  
計画「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおりその額を確定しました  
ので通知します。

1 補助金交付確定額

合計： \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

・地域支えあい事業分及び地区別取組分： \_\_\_\_\_ 円

・地区推進組織運営費分： \_\_\_\_\_ 円

年度 磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 交付請求書

年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日磯福第 号により交付決定の旨通知されました 年  
度磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金について、次の金額を請  
求します。

1 請求金額

\_\_\_\_\_円

(内 訳)

- ・地域支えあい事業分及び地区別取組分：\_\_\_\_\_円
- ・地区推進組織運営費分：\_\_\_\_\_円

2 振込先

銀行		支店
種目	普通 ・ 当座	口座番号
口座 名義 人	(フリガナ)	

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金を振り込んでください。	
代表者氏名	印

磯福第 号

年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度磯子区地域福祉保健計画

### 「スイッチON磯子」事業補助金 交付決定取消通知書

年 月 日磯福第 号による 年度磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金の交付決定の全部・一部を次のとおり取り消しましたので通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

磯福第 号

年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

年度磯子区地域福祉保健計画  
「スイッチON磯子」事業補助金 返還命令書

年 月 日磯福第 号により交付決定を取り消した 年度磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 返還金額
- 2 返還期日
- 3 理由